フードシェアリング事業者登録制度実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、食品流通業界の商慣習等により、納品期限や販売期限を過ぎた食品の多くが賞味期限前に廃棄されている実態をふまえ、食品ロスになる可能性のある商品と消費者のニーズを結びつける手段を用いて、食品ロスの削減に取り組むフードシェアリング事業者を埼玉県(以下「県」という。)が登録し、連携して県民及び県内食品関連事業者によるフードシェアリングサービスの活用を促し、県内の食品ロス削減を推進することを目的とする。(取組)
- 第2条 県及び登録事業者は以下の取組を実施するものとする。
 - (1) 県
 - ア ホームページ、SNSその他の広報物、イベント等における登録事業 者の取組内容の紹介
 - イ 県内食品関連事業者に対する登録事業者の取組内容についての情報提供
 - (2)登録事業者
 - ア 県民及び県内食品関連事業者に対する広報及び普及啓発活動
 - イ 県内食品関連事業者からの積極的な食品の受入
 - ウ 県の食品ロス削減に係る取組への協力

(協力事項等)

第3条 登録事業者は、県が前条(1)の取組を実施のために必要なデータや資料(県内における実績含む)の提供のほか、県が取り組むキャンペーン等への協力を行うものとする。

(登録事業者の要件)

- 第4条 登録事業者になろうとする者は、県内でフードシェアリング事業を展開している事業者、又は既に県外でフードシェアリング事業を展開しており、 今後県内での展開を予定している事業者のうち、次のいずれにも該当しない 者とする。
 - (1)次の各号に該当する暴力団員又は暴力団密接関係者
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する 暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
 - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三 者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認め

られる者

- エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しく は関与していると認められる者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められる者
- (2)特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する 連鎖販売取引を行う者
- (3) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (4) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (5) フードシェアリング事業の運営実態がないにもかかわらず、企業の利益誘導のみを目的として、登録を行う者

(登録の申込)

第5条 登録の申込をする事業者の代表者(以下「申込者」という。)は、「フードシェアリング事業者登録申込書」(別記様式第1号。以下「申込書」という。) を県に提出しなければならない。

(登録)

- 第6条 県は、申込者から前条の申込書の提出を受け、登録を認める場合は、申 込者の名称及び取組内容を県ホームページ等において公表するものとする。 (登録内容の変更)
- 第7条 登録事業者の代表者(以下「代表者」という。)は、第5条の規定により申し込んだ事項に変更が生じたときは、速やかに「フードシェアリング事業者登録内容変更届」(別記様式第2号)を県に提出しなければならない。 (登録の廃止)
- 第8条 代表者は、取組を実施しなくなった等の理由により登録を取り下げようとするときは、速やかに「フードシェアリング事業者登録廃止届」(別記様式第3号)を県に提出しなければならない。

(登録の取消し)

- 第9条 県は、登録事業者が次の各項の一に該当する場合、県のHP等の掲載情報を削除することにより、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 登録事業者が解散したとき又はフードシェアリング事業を停止したとき
 - (2) 第4条各項のいずれかに該当することが判明したとき
 - (3) 県と登録事業者との間で、電話、Eメール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を越えたとき
 - (4) 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
 - (5) その他、登録事業者としてふさわしくない行為をしたと認めたとき (登録の有効期限)

第10条 登録の有効期限は、登録日に関わらず令和8年3月31日までとする。

(登録費用)

第11条 登録に係る費用は無料とする。

(守秘義務)

第12条 県及び登録事業者は、本連携事業により相手方から提出された情報 を相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩し、若しくは第2条 に規定する目的以外で使用してはならない。ただし、法令等に基づく場合は この限りでない。

(個人情報の保護)

- 第13条 県及び登録事業者は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の 権利利益を侵害することのないよう、個人情報を取り扱わなければならない。 (事務の所掌)
- 第14条 この要綱に関する事務は、埼玉県環境部資源循環推進課において所 掌する。

附 則

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。